

「病休」で困っていませんか？

病休は管理職の承認事項ではありますが、出勤後の勤務時間の途中からでも、申し出れば病休を取ることができます。けがや病気だけでなく、発熱や体調不良の場合（自宅療養）でもすべて病休で休めますので、遠慮して年休を取る必要はありません。管理職は教職員の病状等を把握する責務があるため、管理職から通院する場合の病院名を聞かれることもあるかもしれませんが、わざわざ重要な個人情報を紙に書いて出す必要はありません。

1. 証明書について

連続して1週間を超えるか、延べ30日を超える場合には医師の診断書が必要です。休養・通院し出勤、出勤後の通院等の場合は、特に証明書等は必要ありません。

しかし、突然の腰痛など、わざわざ病院に出向くより自宅で静養している方が早く回復する場合があります。こうした場合も治癒に専念していることさえわかれば書類は必要ありません。

2. 不利益について

延べで30日を超える場合でなければ、何の不利益を被ることもありません（心配な方は組合にご相談を）。

3. 注意点

現行制度では、正規か非正規かにかかわらず週休日を挟む病休は日数が通算されてしまいます（金曜日から月曜日までの病休は土日を含めて4日カウント）。地公臨の方は年間に取得できる病休が12日に制限されていますので、病休日数を抑えるためには年休を上手に組み合わせる必要があります。



求人票公開の前倒し計画を知っていますか？

内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革推進会議」が昨年12月に中間答申を発表しました。ポイントは以下のとおりです。

- ①高卒求人票公開の1～2か月前倒し
- ②「高卒WEB」の一般開放と民間就職紹介事業者の参入
- ③校内選考が「生徒の職業選択の自由を妨げている」との指摘

また、「全国高等学校就職問題検討会議」のもとにワーキンググループが組織され、「一人一社制」見直しの議論が進められています。

これらは①学校の多忙化に拍車をかけるもの②混乱を招くもの③学校の適格職業紹介を否定するものであり大きな問題です。

このような政府機関の動きに対して、高教組の代表は11月末に全国の組合組織とともに文科省要請をしてきました。引き続き、中央での動きにも声を挙げていきます。

みなさんの率直な声をお寄せください✉

群馬県高等学校教職員組合 TEL:027-231-2784 / Email:ghtu@educas.jp



内閣府「規制改革推進会議」中間答申の問題点

①高卒求人票公開の1～2か月前倒し

答申は、「都道府県高等学校就職問題検討会議で検討し、必要な措置を講ずること」としています。その理由として、①教職員の多忙化解消 ②生徒が応募先を選ぶ時間の確保（ミスマッチによる早期離職の防止）があげられています。現場を知らない人たちの意見だということがわかります。①については、仕事の量が変わらないのに開始時期だけを早めるという全くナンセンスなもの。②についても、早期離職の理由は、「労働時間・休日・休暇」「人間関係」「賃金労働条件」が上位を占めており、「仕事が合わない」＝「ミスマッチ」は4位にすぎません（厚労省「令和5年若年者雇用実態調査」）。

仮に上位にあったとしても、現場では求人票公開から進路指導を始めるわけではなく、その前から様々な取り組みをおこなっています。また、昔のように応募前職場見学は1社だけに制限する高校はほとんどなく、複数の会社を実際に見学して選ぶ仕組みとなっています。その意味でもミスマッチを防ぐために前倒しが必要ということにはなりません。

いずれにしても、前倒しの根拠としては極めて弱く、従来のスケジュールを変更することによるデメリットのほうが大きすぎます。

②「高卒WEB」の一般開放と民間就職紹介事業者の参入

答申では、2025年度中に結論を得るべき措置として、「厚労省が運営する高卒職業情報提供サービス（通称「高卒WEB」）を広く一般公開すること」をあげています。

これは、ハローワークが持っている高卒求人の情報を民間職業紹介事業者に開放するよう求める内容です。さらに、これら事業者が新規高卒求人の情報提供サービスに参入できる仕組みを求めています。

この動きに対して一部の高校現場からは「一般求人が高卒求人に混ざるようなことになれば、高卒求人の質の低下を招くのではないか」という不安があがっています。また、あるハローワーク担当者は「新規高卒求人は、求人内容のチェックを一般求人より厳しく行っている。絶対に失敗できない求人として慎重に作業をしている」と述べており、高卒求人の質がハローワーク職員の丁寧な努力に支えられていることが分かります。

③校内選考が「生徒の職業選択の自由を妨げている」との指摘

答申の中で、「学校内で行われている選考が、生徒の職業選択の自由を妨げている」といった論調がみられます。実際に推薦会議は各学校でおこなわれていますが、それは必要最低限の調整や、適格職業紹介（一人ひとりふさわしい職業を紹介）の一環です。

「自由の妨げ」と決めつけるような姿勢こそ、教育現場を軽視した一方的なものだと言わざるを得ません。

組合には、仲間が必要です

組合は高い組織率があることで、より効果的にその役割を果たすことができます。

あなたもぜひ高教組へ

